

新型コロナウイルス感染症の取り扱いが変わります

R5.5.8 公簿・保健

★新型コロナウイルス感染症の 5 類移行で変わること★

1.出席停止期間が短くなります

<変更後>

「発症した **5 日** を経過し、かつ、症状が軽快した後一日を過ぎるまで」出席停止

※但し、出席停止解除後でも、発症から 10 日を経過するまでは、なるべくマスクを着用するようにして下さい。

※「症状が軽快」とは、解熱剤を使用せずに解熱し、かつ呼吸器症状が改善傾向にあること。

2.濃厚接触者の特定は行いません

これまで、濃厚接触者として特定されていた下記①.②のような場合でも、新型コロナウイルス感染症の感染が確認されていない生徒は、直ちに出席停止にはなりません。

- ① 同居家族が新型コロナウイルス感染症に感染した。
- ② 感染症対策を行わずに陽性になった生徒と飲食を共にした。

但し、状況によっては、登校を控えてもらう場合があります。

3.「発熱や咽頭痛、咳等の風邪症状は、一律出席停止」ではなくなります

学校や地域の感染状況によっては、出席停止の扱いとなる場合もあります。

発熱や咽頭痛、咳等の普段と異なる症状がある場合は、無理をせずに自宅で休養しましょう。「出席停止にならないから」と無理をして登校することがないようにして下さい。

今後も換気や手洗いなど、基本的な感染対策を

継続して安心した学校生活を送りましょう😊